

定期検査報告対象防火設備及び報告時期一覧

報告時期欄上段の毎年報告は、前年の報告日の翌日から起算して1年を経過する日までとします。

報告時期欄下段の※は、経過措置期間（平成28年6月1日から平成31年5月31日まで）内の報告時期です。

| | 用途 | 規模 又は 階 ※いずれかに該当するもの | 用途 コード | 報告時期 |
|--|---|---|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 右記の特定建築物定期調査報告の対象建築物に設けられるもの | 劇場、映画館又は演芸場 | ・ 地階 若しくは $F \geq 3$ 階 ・ $A \geq 200 \text{ m}^2$ ・ 主階が1階にないもので $A > 100 \text{ m}^2$ | 11 | 毎年報告 (前年の報告日の翌日から起算して1年を経過する日まで) |
| | 観覧場(屋外観覧席のものを除く。)、公会堂又は集会場 | ・ 地階 若しくは $F \geq 3$ 階 ・ $A \geq 200 \text{ m}^2$ (平家建て、かつ、客席及び集会室の床面積の合計が400㎡未満の集会場を除く。) | 12 | |
| | 旅館又はホテル | $F \geq 3$ 階 かつ $A > 2000 \text{ m}^2$ | 13 | |
| | 百貨店、マーケット、勝馬投票券発売所、場外車券売場又は物品販売業を営む店舗 | $F \geq 3$ 階 かつ $A > 3000 \text{ m}^2$ | 14 | |
| | 地下街 | $A > 1500 \text{ m}^2$ | 15 | |
| | 児童福祉施設等(注4に掲げるものを除く。) | ・ $F \geq 3$ 階 ・ $A > 300 \text{ m}^2$ (平家建て、かつ、床面積の合計が500㎡未満のものを除く。) | 21 | 毎年報告 (前年の報告日の翌日から起算して1年を経過する日まで) |
| | 病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。) 児童福祉施設等(注4に掲げるものに限る。) | ・ 地階 若しくは $F \geq 3$ 階 ・ $A \geq 300 \text{ m}^2$ (平家建て、かつ、床面積の合計が500㎡未満のものを除く。) | | |
| | 旅館又はホテル(用途コード13のものを除く。) | | 22 | |
| | 学校、学校に附属する体育館 | ・ $F \geq 3$ 階 ・ $A > 2000 \text{ m}^2$ | 23 | ※平成28年6月1日から平成29年3月31日まで |
| | 博物館、美術館、図書館、ボウリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、体育館 (いずれも学校に附属するものを除く。) | ・ $F \geq 3$ 階 ・ $A \geq 2000 \text{ m}^2$ | 24 | |
| | 下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途とこの表(用途コード34を除く。)に掲げられている用途の複合建築物 | $F \geq 5$ 階 かつ $A > 1000 \text{ m}^2$ | 28 | |
| | 百貨店、マーケット、勝馬投票券発売所、場外車券売場又は物品販売業を営む店舗(用途コード14のものを除く。) | ・ 地階 若しくは $F \geq 3$ 階 ・ $A \geq 500 \text{ m}^2$ | 31 | 毎年報告 (前年の報告日の翌日から起算して1年を経過する日まで) |
| | 展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店又は飲食店 | | 32 | |
| | 複合用途建築物(用途コード28及び34のものを除く。) | ・ $F \geq 3$ 階 ・ $A > 500 \text{ m}^2$ | 33 | ※平成29年4月1日から平成30年3月31日まで |
| | 事務所その他これに類するもの | $A > 1000 \text{ m}^2$ (5階建て以上、かつ、延べ面積が2000㎡を超える建築物のうち、 $F \geq 3$ 階のものに限る。) | 34 | |
| 下宿、共同住宅、寄宿舎(注4に掲げるものを除く。) | $F \geq 5$ 階 かつ $A > 1000 \text{ m}^2$ | 40 | 毎年報告 (前年の報告日の翌日から起算して1年を経過する日まで) | |
| 高齢者、障害者等の就寝の用に供する共同住宅又は寄宿舎(注4に掲げるものに限る。) | ・ 地階 若しくは $F \geq 3$ 階 ・ $A \geq 300 \text{ m}^2$ (2階部分) | 41 | | |
| 右記の建築物に設けられるもの | 病院、診療所(患者の収容施設のあるものに限る。) (用途コード21のものを除く。) | ・ $A \geq 200 \text{ m}^2$ | 29 | 毎年報告 (前年の報告日の翌日から起算して1年を経過する日まで) |
| | 高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途(注4) (用途コード21及び41のものを除く。) | | 49 | |

注1. $F \geq 3$ 階、 $F \geq 5$ 階、地階若しくは $F \geq 3$ 階とは、それぞれ3階以上の階、5階以上の階、地階若しくは3階以上の階で、その用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるものをいいます。

注2. Aは、その用途に供する部分の床面積の合計をいいます。

注3. 共同住宅(高齢者、障害者等の就寝の用に供するものを除く。)の住戸内は、防火設備定期検査の報告対象から除かれます。

注4. 高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途とは、共同住宅及び寄宿舎(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。)並びに児童福祉施設等(助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設その他これに類するもの、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム及び障害福祉サービスを行う事業所に限る。)をいいます。

注5. 用途・規模等、経過措置の考え方については、東京都都市整備局ホームページを併せてご覧ください。
(<http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/kenchiku/chousa-houkoku/index.html>)